

全ダ連 9月25日理事会決定

当連合会は、風営法第2条第1項第4号について改変が行われた場合においても、社交ダンス文化の発展に寄与することを目的とし、自主規制として①20ルクス以上の明るさでの教授 ②12時以降の教授禁止 ③未成年者の午後10時以降入場禁止。の遵守を決定した。

また、同法の改正された場合、諸先生・教室などの関係者が、混乱せず適切に対応できるよう、当連合会は6つの小委員会からなる特別対策委員会を設置し対応にあたる。

6つの小委員会の役割は以下の通り

(第1小委員会) 前回理事会で実施を決定した試験・講習のカリキュラムを早急に検討すること

(第2小委員会) 飲食の取扱いについて、法令等の調査を行うとともに、状況を把握しつつ、
自主規制のあり方等について検討すること

(第3小委員会) 全ダ連及び地域会等における新たな催し・イベントなどを検討実施すること

(第4小委員会) 社交ダンス関係の他団体と協議会設置などの折衝を行うこと

(第5小委員会) 各分野・各方面との連携を図ること

(第6小委員会) 全ダ連の経営基盤の充実を検討すること